

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第9
号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。